

騒音の規制に関する定めの一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○騒音の規制に関する定め 昭和四十八年三月十七日告示第百七十一号</p>	<p>○騒音の規制に関する定め 昭和四十八年三月十七日告示第百七十一号</p>
<p>改正</p> <p>昭和四八年 三月一九日告示第一七五号 昭和四八年一〇月二二日告示第七七八号 昭和四八年一二月二五日告示第九九〇号 昭和四九年 四月二〇日告示第三三九号 昭和四九年一〇月二七日告示第八九五号 昭和五〇年 一月三十一日告示第八〇号 昭和五〇年 一月三十一日告示第八一号 昭和五三年 一月三十一日告示第五六号 昭和六〇年 三月二〇日告示第二九〇号 昭和六一年 四月 一日告示第三三〇号 昭和六一年 六月二六日告示第五七三号 昭和六二年 四月 一日告示第三五一号 昭和六三年 四月 一日告示第三九九号 昭和六三年 五月二六日告示第五五七号 平成 二年 三月二九日告示第四〇五号 平成 三年 三月三〇日告示第四八九号 平成 四年 三月 五日告示第二五二号 平成 五年 三月二二日告示第二九七号 平成 六年 一月三十一日告示第九一号 平成 六年 三月一〇日告示第二三三号 平成 八年 四月 一日告示第三八二号 平成 九年 四月 一日告示第四一三号 平成一〇年 四月 一日告示第四四七号</p>	<p>改正</p> <p>昭和四八年 三月一九日告示第一七五号 昭和四八年一〇月二二日告示第七七八号 昭和四八年一二月二五日告示第九九〇号 昭和四九年 四月二〇日告示第三三九号 昭和四九年一〇月二七日告示第八九五号 昭和五〇年 一月三十一日告示第八〇号 昭和五〇年 一月三十一日告示第八一号 昭和五三年 一月三十一日告示第五六号 昭和六〇年 三月二〇日告示第二九〇号 昭和六一年 四月 一日告示第三三〇号 昭和六一年 六月二六日告示第五七三号 昭和六二年 四月 一日告示第三五一号 昭和六三年 四月 一日告示第三九九号 昭和六三年 五月二六日告示第五五七号 平成 二年 三月二九日告示第四〇五号 平成 三年 三月三〇日告示第四八九号 平成 四年 三月 五日告示第二五二号 平成 五年 三月二二日告示第二九七号 平成 六年 一月三十一日告示第九一号 平成 六年 三月一〇日告示第二三三号 平成 八年 四月 一日告示第三八二号 平成 九年 四月 一日告示第四一三号 平成一〇年 四月 一日告示第四四七号</p>

改正後	改正前
平成一一年 三月一八日告示第二六七号	平成一一年 三月一八日告示第二六七号
平成一二年 四月 一日告示第三九〇号	平成一二年 四月 一日告示第三九〇号
平成一二年十一月 一日告示第九八六号	平成一二年十一月 一日告示第九八六号
平成一三年 一月 六日告示第一号	平成一三年 一月 六日告示第一号
平成一三年 六月二五日告示第五九六号	平成一三年 六月二五日告示第五九六号
平成一五年 二月 三日告示第一六〇号	平成一五年 二月 三日告示第一六〇号
平成一五年 二月二八日告示第二六二号	平成一五年 二月二八日告示第二六二号
平成一五年 四月 一日告示第四八〇号	平成一五年 四月 一日告示第四八〇号
平成一五年一〇月 七日告示第一二五四号	平成一五年一〇月 七日告示第一二五四号
平成一六年 三月 一日告示第二九二号	平成一六年 三月 一日告示第二九二号
平成一六年 四月 一日告示第五二六号	平成一六年 四月 一日告示第五二六号
平成一六年 九月三〇日告示第一一九一号	平成一六年 九月三〇日告示第一一九一号
平成一六年十一月 一日告示第一三一四号	平成一六年十一月 一日告示第一三一四号
平成一七年 一月三一日告示第一一六号	平成一七年 一月三一日告示第一一六号
平成一七年 二月 七日告示第一六九号	平成一七年 二月 七日告示第一六九号
平成一七年 三月一七日告示第三三七号	平成一七年 三月一七日告示第三三七号
平成一七年 三月二二日告示第三七四号	平成一七年 三月二二日告示第三七四号
平成一七年 三月二八日告示第四二六号	平成一七年 三月二八日告示第四二六号
平成一七年 三月三一日告示第四七五号	平成一七年 三月三一日告示第四七五号
平成一七年 四月二五日告示第六〇七号	平成一七年 四月二五日告示第六〇七号
平成一七年一〇月三一日告示第一一六五号	平成一七年一〇月三一日告示第一一六五号
平成一八年 一月一〇日告示第一号	平成一八年 一月一〇日告示第一号
平成一八年 二月二七日告示第一七四号	平成一八年 二月二七日告示第一七四号
平成一八年 三月 二日告示第二一〇号	平成一八年 三月 二日告示第二一〇号
平成一八年 九月二八日告示第八五二号	平成一八年 九月二八日告示第八五二号
平成二四年 三月三〇日告示第三一六号	平成二四年 三月三〇日告示第三一六号
平成二四年一二月 三日告示第九〇一号	平成二四年一二月 三日告示第九〇一号
<u>平成二七年 三月三一日告示第二五七号</u>	

改正後	改正前												
<p>騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づく地域の指定、法第四条第一項の規定に基づく規制基準の設定、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年厚生省告示・建設省告示第一号）別表第一の第一号の規定に基づく区域の指定、騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年三月二日総理府令第十五号）の別表備考の規定に基づく区域の定め、広島県生活環境の保全等に関する条例（平成十五年広島県条例第三十五号。以下「条例」という。）第六条第一項の規定に基づく地域の指定並びに広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年広島県規則第六十九号。以下「規則」という。）別表第十一備考第二項（規則別表第十三の付表備考及び規則別表第十四備考第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく地域の指定を次のとおり行い、昭和四十八年三月十七日から施行する。</p>	<p>騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づく地域の指定、法第四条第一項の規定に基づく規制基準の設定、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年厚生省告示・建設省告示第一号）別表第一の第一号の規定に基づく区域の指定、騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年三月二日総理府令第十五号）の別表備考の規定に基づく区域の定め、広島県生活環境の保全等に関する条例（平成十五年広島県条例第三十五号。以下「条例」という。）第六条第一項の規定に基づく地域の指定並びに広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年広島県規則第六十九号。以下「規則」という。）別表第十一備考第二項（規則別表第十三の付表備考及び規則別表第十四備考第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく地域の指定を次のとおり行い、昭和四十八年三月十七日から施行する。</p>												
<p>一～二（略）</p>	<p>一～二（略）</p>												
<p>三 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第一号の規定に基づく区域の指定</p>	<p>三 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第一号の規定に基づく区域の指定</p>												
<p>次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる区域の範囲のとおりとする。</p>	<p>次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる区域の範囲のとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 983 564 1031">区分</th> <th data-bbox="564 983 1066 1031">区域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 1031 564 1206">特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第一号イ、ロ及びハに該当する区域</td> <td data-bbox="564 1031 1066 1206">別表の区域の区分が第一種区域、第二種区域及び第三種区域に属する区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1206 564 1436">特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第一号ニに該当する区域</td> <td data-bbox="564 1206 1066 1436">別表第一の区域の区分が第四種区域に属する区域のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	区域の範囲	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第一号イ、ロ及びハに該当する区域	別表の区域の区分が第一種区域、第二種区域及び第三種区域に属する区域	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第一号ニに該当する区域	別表第一の区域の区分が第四種区域に属する区域のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 983 1568 1031">区分</th> <th data-bbox="1568 983 2074 1031">区域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 1031 1568 1206">特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第一号イ、ロ及びハに該当する区域</td> <td data-bbox="1568 1031 2074 1206">別表の区域の区分が第一種区域、第二種区域及び第三種区域に属する区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1206 1568 1436">特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第一号ニに該当する区域</td> <td data-bbox="1568 1206 2074 1436">別表第一の区域の区分が第四種区域に属する区域のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第七条第一項</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	区域の範囲	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第一号イ、ロ及びハに該当する区域	別表の区域の区分が第一種区域、第二種区域及び第三種区域に属する区域	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第一号ニに該当する区域	別表第一の区域の区分が第四種区域に属する区域のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号） <u>第七条第一項</u>
区分	区域の範囲												
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第一号イ、ロ及びハに該当する区域	別表の区域の区分が第一種区域、第二種区域及び第三種区域に属する区域												
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第一号ニに該当する区域	別表第一の区域の区分が第四種区域に属する区域のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関</u>												
区分	区域の範囲												
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第一号イ、ロ及びハに該当する区域	別表の区域の区分が第一種区域、第二種区域及び第三種区域に属する区域												
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第一号ニに該当する区域	別表第一の区域の区分が第四種区域に属する区域のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号） <u>第七条第一項</u>												

改正後		改正前	
	<p><u>する法律（平成十八年法律第七十七号）</u> <u>第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園</u>、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第三十九条第一項</u>に規定する保育所、医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和三十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲八〇メートルの区域</p>		<p>に規定する保育所、医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和三十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲八〇メートルの区域</p>

四～六（略）

改正文（昭和四八年三月一九日告示第一七五号抄）

昭和四十八年三月二十日から施行する。

改正文（昭和四八年一〇月二二日告示第七七八号抄）

昭和四十八年十月二十二日から施行する。

（昭和四八年一二月二五日告示第九九〇号）

（昭和四九年四月二〇日告示第三三九号）

改正文（昭和四九年一〇月二七日告示第八九五号抄）

昭和四十九年十一月一日から施行する。

改正文（昭和五〇年一月三十一日告示第八〇号抄）

昭和五十年二月一日から施行する。

改正文（昭和五〇年一月三十一日告示第八一号抄）

昭和五十年三月二十日から施行する。

四～六（略）

改正文（昭和四八年三月一九日告示第一七五号抄）

昭和四十八年三月二十日から施行する。

改正文（昭和四八年一〇月二二日告示第七七八号抄）

昭和四十八年十月二十二日から施行する。

（昭和四八年一二月二五日告示第九九〇号）

（昭和四九年四月二〇日告示第三三九号）

改正文（昭和四九年一〇月二七日告示第八九五号抄）

昭和四十九年十一月一日から施行する。

改正文（昭和五〇年一月三十一日告示第八〇号抄）

昭和五十年二月一日から施行する。

改正文（昭和五〇年一月三十一日告示第八一号抄）

昭和五十年三月二十日から施行する。

改正後	改正前
<p>改正文（昭和五三年一月三十一日告示第五六号抄） 昭和五十三年三月一日から施行する。 （昭和六〇年三月二〇日告示第二九〇号） （昭和六一年四月一日告示第三三〇号）</p> <p>改正文（昭和六一年六月二六日告示第五七三号抄） 昭和六十一年六月二十七日から施行する。 （昭和六二年四月一日告示第三五一号） （昭和六三年四月一日告示第三九九号） （昭和六三年五月二六日告示第五五七号） （平成二年三月二九日告示第四〇五号） （平成三年三月三〇日告示第四八九号） （平成四年三月五日告示第二五二号）</p> <p>改正文（平成五年三月二二日告示第二九七号抄） 平成五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成六年一月三十一日告示第九一号）</p> <p>1 この告示は、平成六年四月一日から施行する。</p> <p>2 この告示の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により定められている都市計画区域内の第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域に関しては、改正法の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に改正法第一条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項（同法第二十二條第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日）までの間は、この告示による改正前の騒音の規制に関する定め第六、別表第一及び別表第二の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>改正文（平成六年三月一〇日告示第二三三号抄）</p>	<p>改正文（昭和五三年一月三十一日告示第五六号抄） 昭和五十三年三月一日から施行する。 （昭和六〇年三月二〇日告示第二九〇号） （昭和六一年四月一日告示第三三〇号）</p> <p>改正文（昭和六一年六月二六日告示第五七三号抄） 昭和六十一年六月二十七日から施行する。 （昭和六二年四月一日告示第三五一号） （昭和六三年四月一日告示第三九九号） （昭和六三年五月二六日告示第五五七号） （平成二年三月二九日告示第四〇五号） （平成三年三月三〇日告示第四八九号） （平成四年三月五日告示第二五二号）</p> <p>改正文（平成五年三月二二日告示第二九七号抄） 平成五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成六年一月三十一日告示第九一号）</p> <p>1 この告示は、平成六年四月一日から施行する。</p> <p>2 この告示の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により定められている都市計画区域内の第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域に関しては、改正法の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に改正法第一条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項（同法第二十二條第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日）までの間は、この告示による改正前の騒音の規制に関する定め第六、別表第一及び別表第二の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>改正文（平成六年三月一〇日告示第二三三号抄）</p>

改正後	改正前
<p>平成六年四月一日から施行する。 附 則（平成八年四月一日告示第三八二号） この告示は、公布の日から施行する。 附 則（平成九年四月一日告示第四一三号） この告示は、公布の日から施行する。 附 則（平成一〇年四月一日告示第四四七号） この告示は、公布の日から施行する。 改正文（平成一一年三月一八日告示第二六七号抄） 平成十一年四月一日から施行する。 （平成一二年四月一日告示第三九〇号） （平成一二年十一月一日告示第九八六号） （平成一三年一月六日告示第一号） 改正文（平成一三年六月二五日告示第五九六号抄） 平成十三年六月二十五日から施行する。 改正文（平成一五年二月三日告示第一六〇号抄） 平成十五年二月三日から施行する。 改正文（平成一五年二月二八日告示第二六二号抄） 平成十五年三月一日から施行する。 改正文（平成一五年四月一日告示第四八〇号抄） 平成十五年四月一日から施行する。 （平成一五年一〇月七日告示第一二五四号） （平成一六年三月一日告示第二九二号） （平成一六年四月一日告示第五二六号） 改正文（平成一六年九月三〇日告示第一一九一号抄） 平成十六年十月一日から施行する。 （平成一六年十一月一日告示第一三一四号） 改正文（平成一七年一月三十一日告示第一一六号抄） 平成十七年二月一日から施行する。</p>	<p>平成六年四月一日から施行する。 附 則（平成八年四月一日告示第三八二号） この告示は、公布の日から施行する。 附 則（平成九年四月一日告示第四一三号） この告示は、公布の日から施行する。 附 則（平成一〇年四月一日告示第四四七号） この告示は、公布の日から施行する。 改正文（平成一一年三月一八日告示第二六七号抄） 平成十一年四月一日から施行する。 （平成一二年四月一日告示第三九〇号） （平成一二年十一月一日告示第九八六号） （平成一三年一月六日告示第一号） 改正文（平成一三年六月二五日告示第五九六号抄） 平成十三年六月二十五日から施行する。 改正文（平成一五年二月三日告示第一六〇号抄） 平成十五年二月三日から施行する。 改正文（平成一五年二月二八日告示第二六二号抄） 平成十五年三月一日から施行する。 改正文（平成一五年四月一日告示第四八〇号抄） 平成十五年四月一日から施行する。 （平成一五年一〇月七日告示第一二五四号） （平成一六年三月一日告示第二九二号） （平成一六年四月一日告示第五二六号） 改正文（平成一六年九月三〇日告示第一一九一号抄） 平成十六年十月一日から施行する。 （平成一六年十一月一日告示第一三一四号） 改正文（平成一七年一月三十一日告示第一一六号抄） 平成十七年二月一日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>(平成一七年二月七日告示第一六九号) 改正文(平成一七年三月一七日告示第三三七号抄) 平成十七年三月二十日から施行する。 (平成一七年三月二二日告示第三七四号) (平成一七年三月二八日告示第四二六号) (平成一七年三月三一日告示第四七五号) (平成一七年四月二五日告示第六〇七号) 改正文(平成一七年一〇月三一日告示第一一六五号抄) 平成十七年十一月三日から施行する。 (平成一八年一月一〇日告示第一号) 改正文(平成一八年二月二七日告示第一七四号抄) 平成十八年三月一日から施行する。 (平成一八年三月二日告示第二一〇号) 改正文(平成一八年九月二八日告示第八五二号抄) 平成十八年十月一日から施行する。 改正文(平成二四年三月三〇日告示第三一六号抄) 平成二十四年四月一日から施行する。 附 則(平成二四年一二月三日告示第九〇一号) この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。 <u>改正文(平成二七年三月三一日告示第二五七号抄)</u> <u>平成二十七年四月一日から施行する。</u></p> <p>別表第一～二 (略)</p>	<p>(平成一七年二月七日告示第一六九号) 改正文(平成一七年三月一七日告示第三三七号抄) 平成十七年三月二十日から施行する。 (平成一七年三月二二日告示第三七四号) (平成一七年三月二八日告示第四二六号) (平成一七年三月三一日告示第四七五号) (平成一七年四月二五日告示第六〇七号) 改正文(平成一七年一〇月三一日告示第一一六五号抄) 平成十七年十一月三日から施行する。 (平成一八年一月一〇日告示第一号) 改正文(平成一八年二月二七日告示第一七四号抄) 平成十八年三月一日から施行する。 (平成一八年三月二日告示第二一〇号) 改正文(平成一八年九月二八日告示第八五二号抄) 平成十八年十月一日から施行する。 改正文(平成二四年三月三〇日告示第三一六号抄) 平成二十四年四月一日から施行する。 附 則(平成二四年一二月三日告示第九〇一号) この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>別表第一～二 (略)</p>